令和7年度建設業トップセミナー

令和7年度における建設業の
安全衛生対策の推進について

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future

説明のポイント

- １　建設業の労働災害発生状況
- ２　第１４次労働災害防止計画
- ３　建設業の安全衛生対策の推進
- ４　その他参考事項

1　建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日（確定値）

業種別＼区分		令和6年確定値			令和5年確定値			対前年		業種割合（%）
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率（%）	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	192	193	3	193	196	−3	−1.5	100.0
	製造業		9	9		10	10	−1	−10.0	4.7
	建設業		11	11	2	10	12	−1	−8.3	5.7
	林業		5	5		2	2	3	150	2.6
北海道労働局	全産業計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	−422	−4.7	100.0
	製造業	7	1,114	1,121	4	1,141	1,145	−24	−2.1	13.0
	建設業	18	834	852	6	893	899	−47	−5.2	9.9
	林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	0.9

労働者死傷病報告（休業4日以上）による

1　建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年4月30日

業種別 ＼ 区分		令和7年			令和6年			対前年		業種割合（%）
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率（%）	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	34	35	1	56	57	−22	−38.6	100.0
	製造業	1	1	2		2	2			5.7
	建設業		3	3		2	2	1	50.0	8.6
	林業					2	2	−2	−100.0	
北海道労働局	全産業計	22	2,108	2,130	15	2,258	2,273	−143	−6.3	100.0
	製造業	2	275	277	1	324	325	−48	−14.8	13.0
	建設業	5	179	184	5	179	184			8.6
	林業	5	22	27	1	19	20	7	35.0	1.3

労働者死傷病報告（休業4日以上）による

1　建設業の労働災害発生状況

令和6年に北海道内で発生した建設業での労働災害852件の事故の型内訳

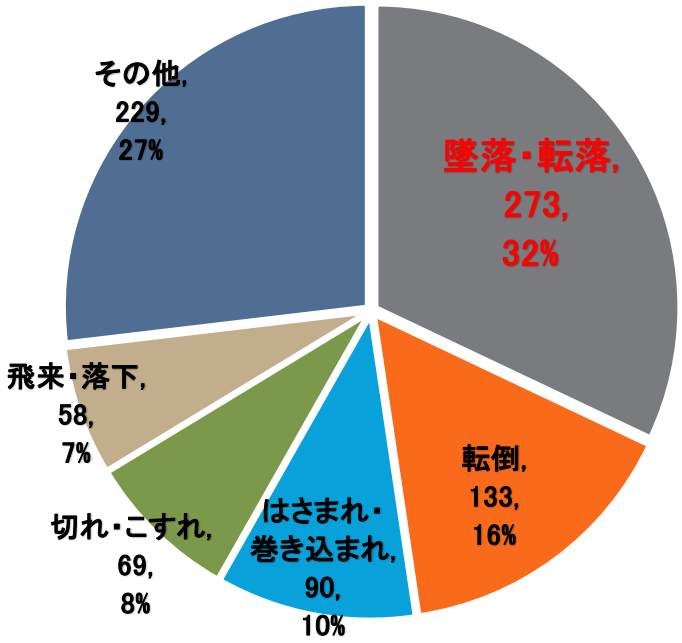

令和6年に北海道内で発生した建設業の墜落災害273件起因物内訳

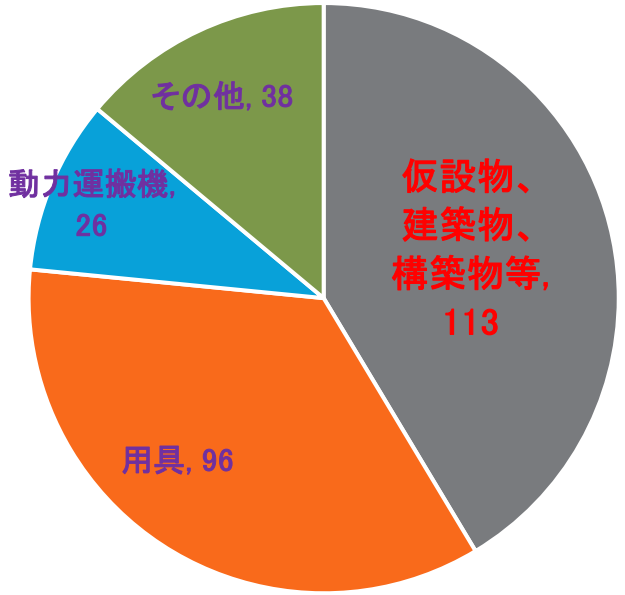

- 約3割が墜落・転落による災害である。
- 墜落・転落災害のうち約4割が「仮設物、建築物、構築物等」からの墜落・転落である。
- 3割以上が「用具」（主としてはしご・脚立等）からの墜落・転落
- 動力運搬機による事故は主にトラックからの墜落・転落

1　建設業の労働災害発生状況

令和6年に北海道内で発生した土木工事業での労働災害272件の事故の型内訳

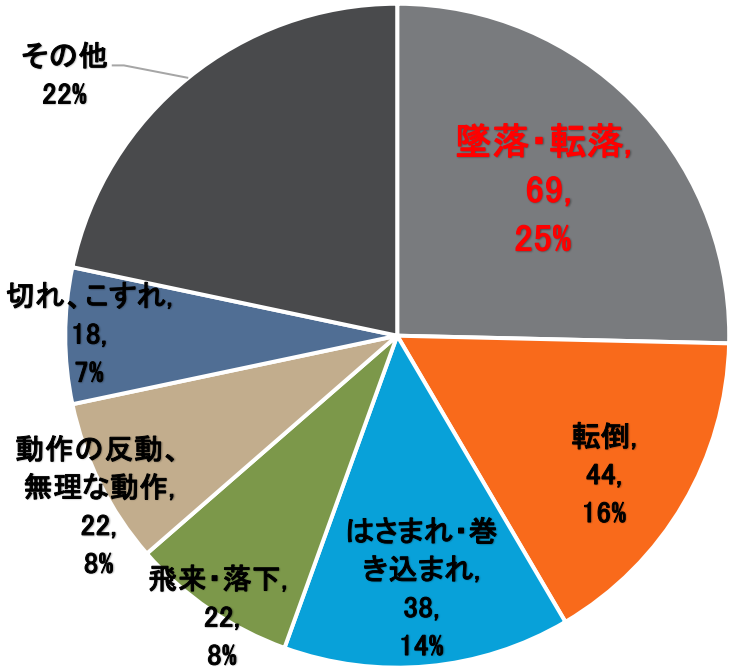

令和6年度北海道内で発生した土木工事業の墜落災害69件起因物内訳

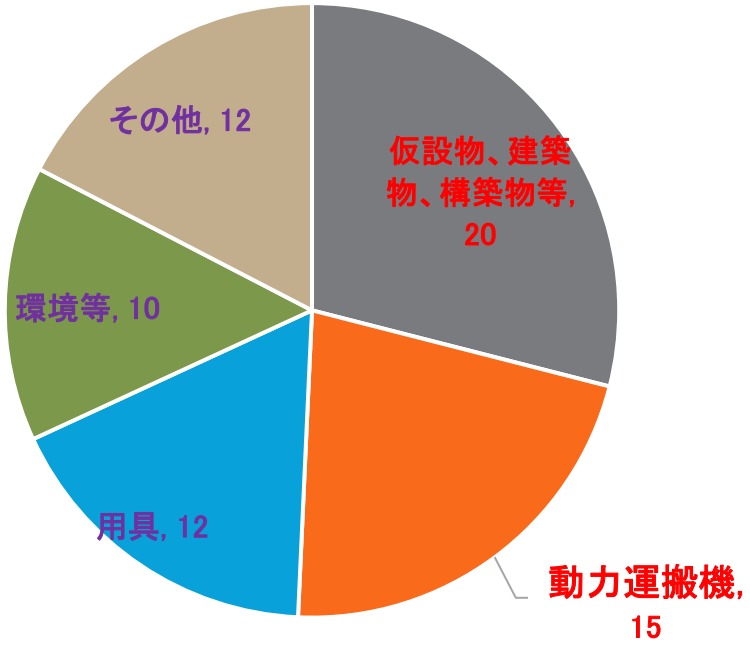

- ◆ 4分の1が「墜落・転落」による災害で最も多い。
- ◆ 墜落・転落災害の内、最も多いのが「仮設物、建築物、構築物」からの墜落・転落である。
- ◆ 次いで「動力運搬機」が2割程度。

1　建設業の労働災害発生状況

■ 年齢別・経験年数別労働災害発生状況（令和6年　北海道内　建設業）

年齢 / 経験期間	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65～69歳代	70歳代	合計
1年未満	11	41	10	23	15	6	5	10	121
1年以上5年未満	8	67	37	25	28	12	12	8	197
5年以上10年未満		24	24	21	27	4	7	10	117
10年以上20年未満		1	22	31	29	11	11	5	110
20年以上30年未満			6	40	40	8	7	10	111
30年以上				13	51	33	36	63	196
合　計	19	133	99	153	190	74	78	106	852

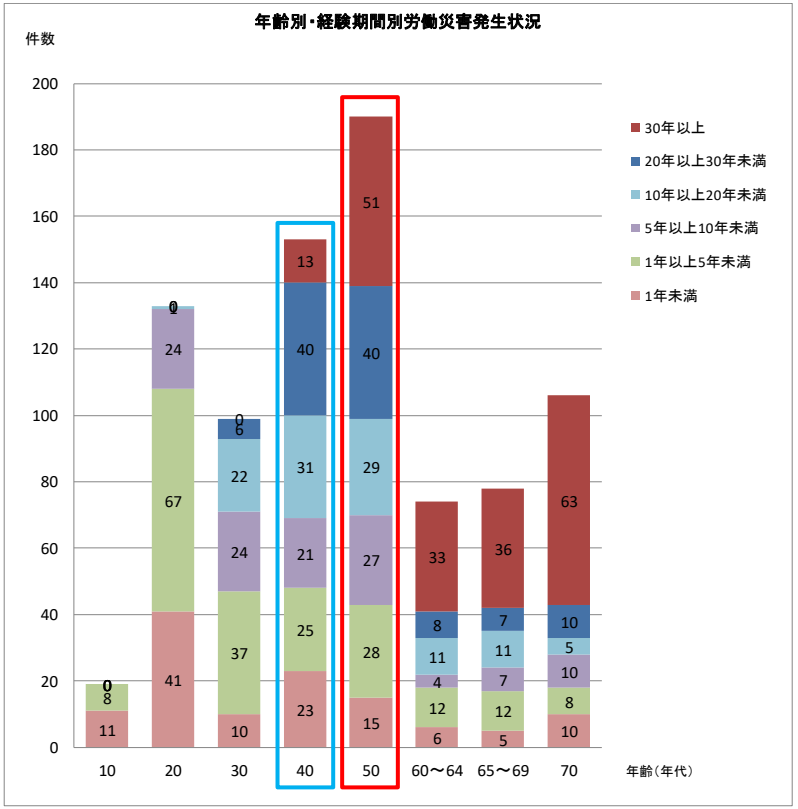

- ◆ 年齢別でみると50歳代、次いで40歳代が多く、60歳以上の高年齢労働者が約3割である。
- ◆ 経験年数別でみると「1年以上5年未満」、ついで「30年以上」が多い。

1　建設業の労働災害発生状況

令和6年　建設業の死傷災害（高年齢労働者）
※　浦河労働基準監督署管内について

	60歳以上	60歳未満	総計
死傷者数	4	7	11
割合	36.4%	63.6%	100.0%

高年齢労働者が被災する割合が高い

高年齢労働者への配慮が必要

1　建設業の労働災害発生状況

・令和6年において建設業で発生している労働災害のうち

◇約3割が「墜落・転落」による災害である。

→高所作業時における要求性能墜落制止用器具の適切な使用を周知徹底、墜落・転落にかかるリスクアセスメントの実施。

◇墜落・転落災害のうち約4割が「仮設物、建築物、構築物」、次いで「用具（主としてはしご・脚立等）」からの墜落・転落である。

→足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策、はしご、脚立等からの墜落・転落災害の防止

◇年齢別でみると50歳代、次いで40歳代が多く、60歳以上の高年齢労働が全体の約3割を占めている。

→「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取り組み。

第14次労働災害防止計画に基づく取組の実施

２　第１４次労働災害防止計画

◆　計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年計画

◆　計画のねらい（北海道労働局版）

- 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

◆計画の目標（北海道労働局版）

- 死亡災害を10%以上減少させる。
- 死傷災害を減少に転じさせる。

※　どちらも2022（令和4）年との比較

２　第１４次労働災害防止計画

◆ 計画の目標（北海道労働局版・建設業について）

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%（総合建設業については90%）以上とする。

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月16日付け基安発0316第１号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

2　第14次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画の3年目に向けて

計画の目標　2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害　2022(R4)年と比較して10%以上減少※

○死傷災害　2022(R4)年と比較して減少に転じさせる※

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の2年目であった令和6年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は48人と、2年目の目標（48人）を達成しました。一方、死傷災害は7,369人と前年より増加し、2年目の目標（7,157人）を達成できませんでした。

死亡災害の業種別発生状況では建設業が18人と最も多く、次いで製造業7人、陸上貨物運送業4人、林業4人、畜産業４人が続きます。事故の型別発生状況では、はさまれ、巻き込まれ10人が最も多く発生しており、次いで崩壊、倒壊7人、墜落、転落6人、激突され４人、交通事故（道路）４人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に主なもので、商業（15.9%）、製造業（14.9%）、陸上貨物運送業（11.7%）、保健衛生業（11.7%）、建設業（11.6%）、清掃・と畜業（6.8%）、接客・娯楽業（6.3%）となっています。また、事故の型別発生状況は、発生割合が高い順に主なもので、転倒2,401件（32.6%）、動作の反動、無理な動作1,168件（15.9%）、墜落、転落1,135件（15.4%）、はさまれ、巻き込まれ688件（9.3%）となっています。

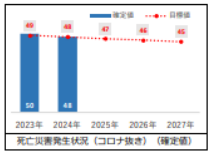

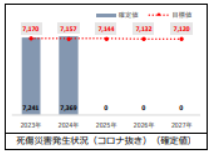

計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

建設業における労働災害防止対策の推進

建設業アウトカム指標

死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡者数は18人であり、目標を達成したものの、前年を大幅に上回りました。

事故の型別内訳は崩壊、倒壊4人、墜落、転落３人、はさまれ、巻き込まれ3人、飛来、落下2人でした。

高所からの墜落、転落災害防止に加え、建築物の解体による部材の倒壊や落下による災害防止を徹底する必要があります。

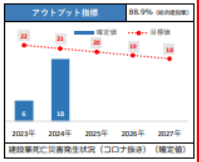

社会福祉施設アウトカム指標

腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

社会福祉施設における腰痛は54人であり、死傷年千人率では0.30と目標（0.40）を下回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。

引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。

（社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和３年経済センサスを使用しています。）

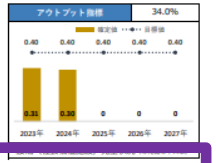

高年齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

高年齢労働者アウトカム指標

60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳代以上の死傷者数は2,439人（33.1%）と最も多く、男性は0.06ポイント目標を下回ったものの、女性は0.65ポイント目標を上回り、全体では目標を0.24ポイント上回っています。事故の型別の発生状況では人数が多い順に主なもので転倒1,117人（45.8%）、墜落、転落394人（16.2%）、動作の反動、無理な動作279人（11.4%）でした。

引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。

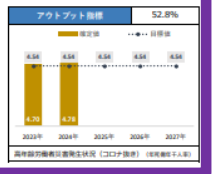

外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進

外国人労働者アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

死傷者数は246人と前年を16人上回り、死傷年千人率は5.61と目標値を2.54ポイント上回っています。

業種別では主なもので畜産業68件（27.6%）、製造業61件（24.8%）、建設業36件（14.6%）、商業18件（7.3%）、農業13件（5.3%）、旅館業13件（5.3%）です。

また、在留資格別では技能実習82件（33.3%）、特定技能59件（24.0%）、技能56件（22.8%）となっています。

やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。

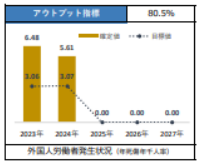

転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

転倒アウトカム指標

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける

転倒災害は2,401件（32.6%）と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は1.00と目標値を0.03ポイント上回っています。特に60歳代以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。

業種別では小売業442件（18.4%）、社会福祉施設265件（11.0%）、清掃・と畜業201件（8.4%）、道路貨物運送業197件（8.2%）、食料品製造業193件（8.0%）で多く発生しています。

引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。

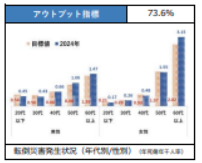

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業アウトカム指標

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

死傷者数は859人と前年より24人増加し、２年目の目標値（837人）を上回りました。事故の型別では転倒219件（25.5%）、墜落、転落216件（25.1%）、動作の反動、無理な動作121件（14.1%）、はさまれ、巻き込まれ88件（10.2%）が多く発生しています。墜落、転落災害のうち、荷役作業中のものは70.4%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は60.2%に上ります。

荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。

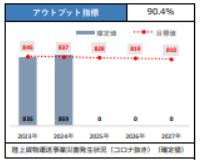

製造業における労働災害防止対策の推進

製造業アウトカム指標

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

製造業全体の死傷者数は1,096人と前年より27人減少しました。食料品製造業が580人と製造業全体の52.9%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が164人（15.0%）、木材・家具製造業104人（9.5%）となっています。

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数は171人と2年目の目標値（162人）を上回りました。

外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。

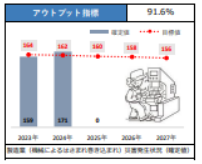

林業における労働災害防止対策の推進

林業アウトカム指標

林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

死傷者数は79人と2年目の目標値（79人）は達成したものの、前年より11人増加しています。事故の型別では主に、激突され17人（21.5%）、飛来、落下13人（16.5%）、切れ、こすれ10人（12.7%）、転倒9人（11.4%）が発生しています。起因物別では立木等32件（40.5%）、車両系木材伐出機械８件（10.1%）、一般動力機械８件（10.1%）、チェーンソー７件（8.9%）となっています。

伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。

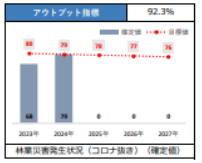

（R7.4）

３　建設業の安全衛生対策の推進
墜落制止用器具の適切な使用

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和４年１月２日からは
墜落制止用器具
をご使用ください

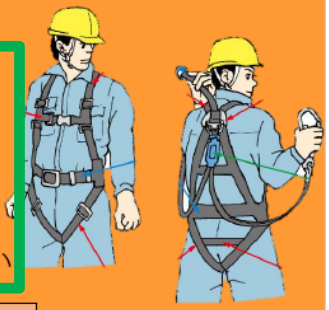

主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯	→	墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	○	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に

※ただし、高さが6.75m以下の場合は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。
1.高さが２m以上の箇所
2.作業床を設けることが困難なところ
3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

厚生労働省

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第９条に基づく
「適切な表示」※
の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具本体	種類：フルハーネス型又は胴ベルト型 製造者名：○○社 製造年月：20○○年○月
ショックアブソーバ	種別：第一種又は第二種 最大自由落下距離：○.○m 使用可能な重量：○○kg 落下距離：○.○m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！

厚生労働省

3　建設業の安全衛生対策の推進
墜落・転落にかかるリスクアセスメントの実施

3　建設業の安全衛生対策の推進
足場の点検、一側足場の使用範囲の明確化

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1 施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

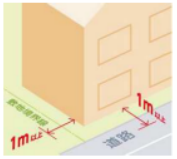

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき

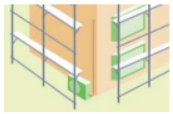

- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき

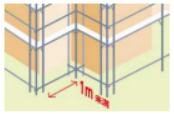

- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき

- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

＜留意点＞
足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。

※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

＜留意点＞
足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3　建設業の安全衛生対策の推進

悪天候時に規制のある作業及び悪天候時・天災等に点検等が必要な作業（抜粋）

悪天候時に規制のある作業	強風	大雨	大雪
型枠支保工の組立て等の作業の禁止（則245）	●	●	●
造林等の作業の禁止（則483）	●	●	●
鉄骨の組立て等の作業の中止（則517の3）	●	●	●
鋼橋架設等の作業の中止（則517の7）	●	●	●
木造建築物の組立て等の作業の中止（則517の11）	●	●	●
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止（則517の15）	●	●	●
コンクリート橋架設等の作業の中止（則517の21）	●	●	●
高さ2m以上の箇所での作業の禁止（則522）	●	●	●
足場の組立て等の作業の中止（則564）	●	●	●
作業構台の組立て等の作業の中止（則575の7）	●	●	●
クレーン作業の中止（ク則31の2）	●		
クレーンの組立て等の作業の禁止（ク則33）	●	●	●
移動式クレーンの作業の中止（ク則74の3）	●		
土石流の急迫した危険があるときの退避（則575の13）	―	―	―

「則」とは、労働安全衛生規則、「ク則」とは、クレーン等安全規則をいうこと。

悪天候時・天災等に点検等が必要な作業	強風	大雨	大雪	暴風	中震以上の地震
明かり掘削における地山の点検（則358）		●			●
土止め支保工の点検（則373）		●			●
足場の点検（則567）	●	●	●		●
作業構台の点検（則575の8）	●	●	●		●
クレーンの逸走防止、ジブの損壊防止（ク則31，31の3）	●				
屋外のクレーンの点検（ク則37）				●	●
移動式クレーンの転倒防止（ク則74の4）	●				

1 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が25cm以上の降雪をいうこと。
2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。
3 「暴風」とは、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風をいうこと。
4 「中震以上の地震」とは、震度階級四以上の地震をいうものであること。

3　建設業の安全衛生対策の推進
はしご･脚立からの墜落･転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）
現場名　　確認担当者名

□はしごの上部・下部の固定状況を確認している
□（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
□はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
□はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
□はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
□はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
□靴は脱げにくく、滑りにくい
□ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省･都道府県労働局･労働基準監督署

（R3. 3）

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）
現場名　　確認担当者名

□脚立は安定した場所に設置している
□開き止めに確実にロックをかけた
□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
□ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
□靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
□身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
□天板上や天板をまたいで作業をしない
□作業は２段目以下の踏みさんを使用する
（３段目以下がよりよい）
□作業は頭の真上でしない
□荷物を持って昇降しない

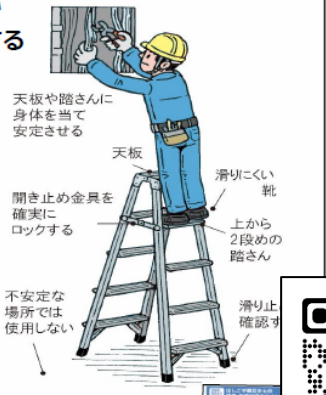

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省･都道府県労働局･労働基準監督署

（R3. 3）

3　建設業の安全衛生対策の推進
高年齢労働者等の労働災害の防止

エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業４日以上）>

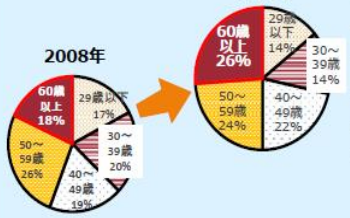

<年齢別・男女別の労働災害発生率　2018年>

<年齢別の休業見込み期間の長さ>

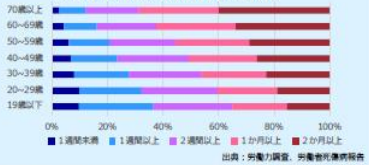

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

中小企業事業者の皆さまへ

令和７年度（２０２５年度）版

「令和７年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和７年５月15日～令和７年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
Ⅰ 総合対策コース ・補助率 ４／５ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は ３ ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、**優先順位の高い労働災害防止対策**に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは５ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者（60歳以上）**が常時１名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
Ⅱ 職場環境改善コース ・補助率 １／２ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は ３ ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン ➡ 詳細は ４ ページ	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 ３／４ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ 詳細は ４ ページ	転倒防止：・労働者の転倒災害防止のため、**専門家による身体機能のチェック**及び**専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは５ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時１名以上就労していること
	腰痛予防：・労働者の腰痛災害の予防のため、**専門家による身体機能のチェック**及び**専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
Ⅳ コラボヘルスコース ・補助率 ３／４ ・上限額 ３０万円（消費税を除く） ➡ 詳細は ４～５ ページ	・**事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等**、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

【注意事項】
- 補助金の交付は１年度につき１回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- 複数コース併せての申請はできません。
- コースごとに予算額を定めています。
- その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は２ページ５～６ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会

4　その他参考事項
石綿健康障害予防対策

改正前

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３
スレート、Pタイル、
けい酸カルシウム板1種等
その他石綿含有建材

- 計画届 ※十四日前
- 作業届 ※工事開始前

- 事前調査
- 作業計画
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時点検
- 作業開始前の負圧点検
- 等

改正後　※下線部分が改正内容

レベル１
石綿含有吹付け材

レベル２
石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材

レベル３
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

- 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）
- 計画届（レベル2も計画届）※十四日前

- 事前調査
  ※調査方法を明確化
- 資格者による調査
- 調査結果の３年保存、現場への備え付け
- 作業計画
- 作業状況等の写真等による記録・３年保存
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
- 作業開始前、中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認
- 等

- けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）
- 仕上げ塗材（電動工具での除去時）

- 隔離
  ※負圧は不要

規制の概要資料:「石綿則の改正概要資料」より引用

※1　解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※2　石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

4　その他参考事項
石綿健康障害予防対策

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P

「工作物」の工事の事前調査は令和８年１月１日以降着工の工事から有資格者に行わせる必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照→

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P

事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も３年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存　参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業者・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。

石綿総合情報ポータルサイト　検索

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容 ＼ 工事の種類	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施※1、記録の３年保存【３条】	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【３条】	●	▲※2	●
分析調査に関する資格者要件【３条】※1	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【４条の２】	●※3	●※4	●※5
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【４条】	●	●	●
計画の届出（工事開始の 14 日前まで）【安衛法 88 条（安衛則 90 条）、５条】	●※6	●※6	●※6

※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
※2 令和８年１月１日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
※3 床面積の合計が 80 ㎡以上の解体工事又は請負金額 100 万円以上の改修工事に限る。
※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額 100 万円以上の工事に限る。
※5 総トン数が 20 トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
※6 吹付け石綿等（レベル１建材）又は石綿含有保温材等（レベル２建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容 ＼ 工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル１・２）	けい酸カルシウム板第１種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル３）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【３条】	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19 条、20 条】	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27 条】	●	●	●	●
作業場所の隔離【６条、６条の２、６条の３】	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【６条】	●			
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【６条の２、６条の３、13 条】	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14 条】	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15 条】	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34 条】	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40 年保存【35 条】	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・３年保存【35 条の２】	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40 条】	●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

（R6.8）

4　その他
石綿健康障害予防対策

令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります！

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も有資格者による調査の対象になります！

- ●プラント等の配管のメンテナンス工事
- ●電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ●ボイラー・圧力容器の部品交換工事　など

※詳細は裏面をご確認ください。

既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です！
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※
いますぐご確認ください
※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- □ 反応槽
- □ 加熱炉
- □ ボイラー及び圧力容器
- □ 配管設備※1
- □ 焼却設備
- □ 貯蔵設備※2
- □ 発電設備※3
- □ 変電設備
- □ 配電設備
- □ 送電設備※4

いいえ →

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- □ 煙突※5
- □ トンネルの天井板
- □ プラットホームの上家
- □ 遮音壁
- □ 軽量盛土保護パネル
- □ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- □ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※6
- □ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい →

工作物石綿事前調査者資格が必要
建築物石綿含有建材調査者の資格をもっていても、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい →
- ・工作物石綿事前調査者
- ・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

いいえ →
工作物石綿事前調査者資格は不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！
各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/

環境省 Ministry of the Environment
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
(R7.3)

4　その他参考事項
熱中症防止対策の強化について

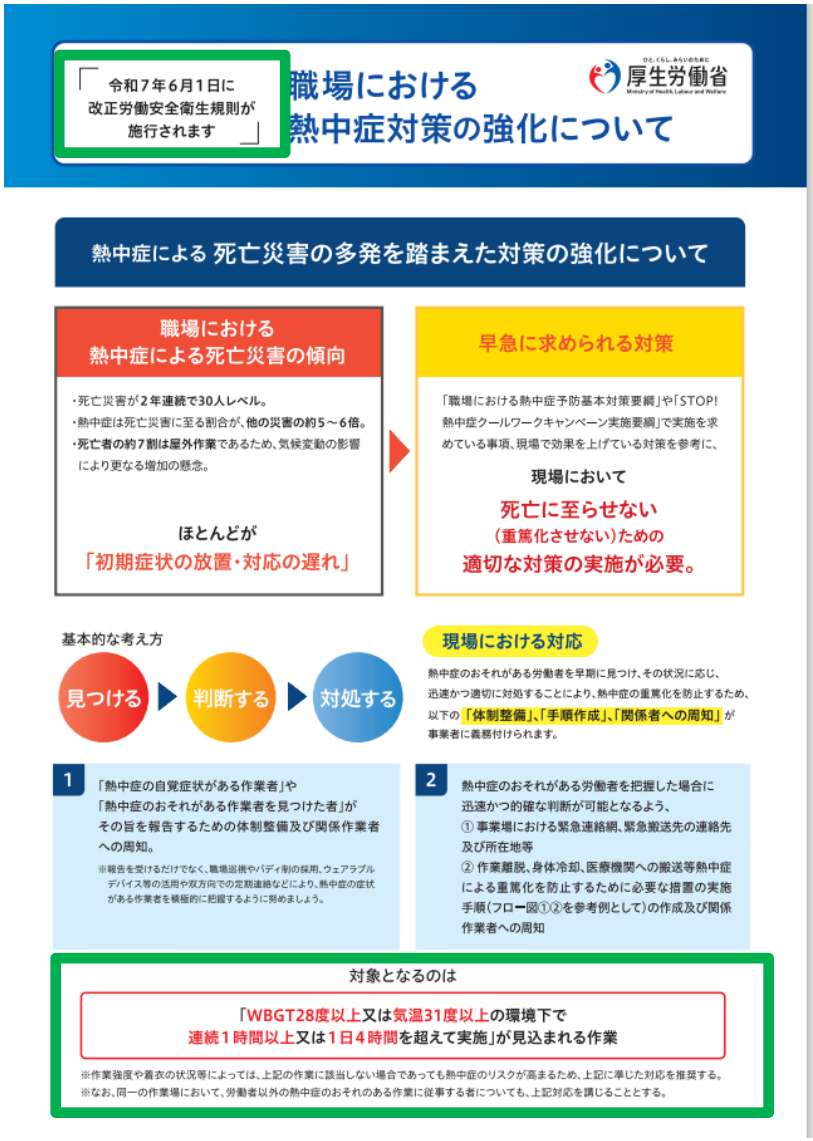

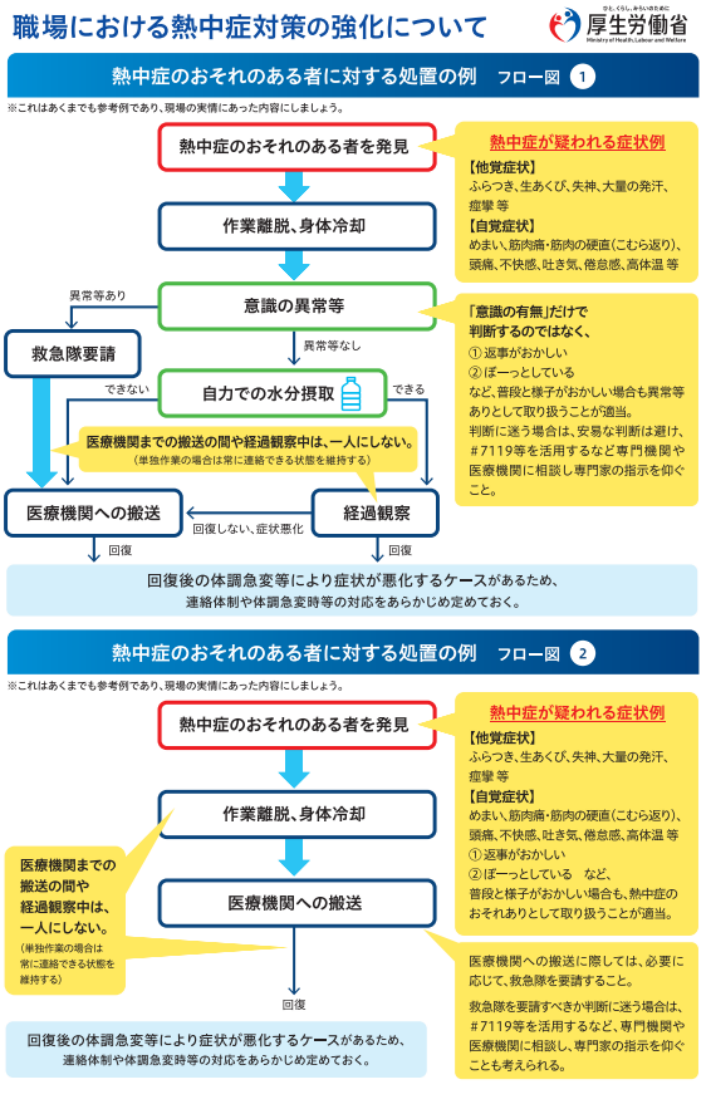

御清聴ありがとうございました。

今年（度）も御安全に！！

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署　監督・安衛課
（TEL　0146－22－2113）　までお問い合わせください。